

「兼六園周辺文化の森デジタルパスポート（仮称）2023」業務委託
プロポーザル実施要領

1 目的

兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会（以下、「当委員会」という。）では、兼六園周辺文化の森エリアにおける文化観光の推進を図るため、「兼六園周辺文化の森デジタルパスポート」（以下、「パスポート」という。）を発行する。

本事業は、パスポート販売システムの構築・運用、精算等に関する業務について委託を行い、円滑な事業運営を行うことで、文化施設の周遊性を高めることを目的とする。

2 委託事業の概要

(1) 業務名

「兼六園周辺文化の森デジタルパスポート（仮称）2023」業務委託

(2) 業務内容

別添『「兼六園周辺文化の森デジタルパスポート（仮称）2023」業務委託仕様書』のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 予算上限額

2,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、パスポート販売枚数に応じて受け取ることができる販売手数料（別添仕様書のとおり）を除く本業務に係る所要額を想定しており、契約予定額ではないので注意すること。

※販売枚数1件あたりの販売手数料額（率）については、別途、本プロポーザルで提案すること。

※上記金額及び販売手数料それぞれに対応する業務を整理するため、経費区分整理表（様式1）を提出すること。

※令和5年度のパスポート販売枚数は、8,000枚（販売開始から令和6年3月末まで）を目標とする。

※消費税率が変更された場合には、消費税額分について変更契約する。

(5) 担当部局及び書類提出先等

書類の提出先、質疑先及び受付時間は次のとおりとする。

兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会（担当：石黒、北川）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 石川県庁行政庁舎10F

（県民文化スポーツ部文化振興課内）

電話：076-225-1372／FAX：076-225-1496

E-mail：e130700a@pref.ishikawa.lg.jp

受付時間：土日・祝日を除く9時から17時まで（12時から13時は除く）

その他：質疑については、電子メールのみとし、面接又は電話での質疑には応じないものとする。

(6) その他

本事業は、石川県及び金沢市の負担金を財源に実施するため、本事業に係る石川県及び金沢市の令和5年度一般会計当初予算の執行の承認が得られないときは、本プロポーザルに係る委託業務を行わない。

3 本プロポーザルへの参加資格

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、この契約に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。なお、共同企業体を構成して参加する場合は、全ての構成員が次の資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から本要領4(5)に記載する企画提案書受付期限までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (5) 本要領4(5)に記載する企画提案書受付期限までに納期が到来する国税、都道府県税及び市税を滞納していない者であること。

4 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 実施要項等の公表（公告開始日） | 令和5年3月28日（火） |
| (2) プロポーザル参加申込期限 | 令和5年4月4日（火）正午まで |
| (3) 実施内容に関する質問受付期限 | 令和5年4月4日（火）正午まで |

- | | |
|----------------|-------------------|
| (4) 質問に対する回答 | 令和5年4月11日(火) |
| (5) 企画提案書受付期限 | 令和5年4月18日(火) 正午まで |
| (6) 審査結果の通知・公表 | 令和5年4月下旬 |

5 公募型プロポーザル

(1) 実施内容に関する質問及びその回答について

①質問の方法

本プロポーザルへの参加に当たって質問事項がある場合は、質問書(様式2)を兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会あてに電子メールにて提出すること。

②受付期間

令和5年4月4日(火) 正午まで

③提出先

本要領2(5)のとおり

④回答方法

質問に対する回答は、参加の意思を明らかにした応募者全員に対して電子メールにより回答する。

(2) 参加申込書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、参加申込書(様式3)、参加資格確認書(様式4)及び会社概要を郵送または持参して提出すること。

なお、郵送で提出する場合は、到着確認のため必ず担当者へ電話連絡を行うこと。

(3) 企画提案書等の提出

①提出の方法

応募者は、企画提案書(任意)及び必要書類を持参または郵送で提出するものとする。

なお、郵送で提出する場合は、到着確認のため必ず担当者へ電話連絡を行うこと。

②受付期間

令和5年4月18日(火) 正午まで

ただし、持参の場合は土・日・祝日を除く。郵送の場合は、期限必着とする。

③提出先

本要領2(5)のとおり

④提出書類

提出書類	形式	部数	様式
①企画提案書 ・ 企画提案の内容 ・ 業務実施スケジュール ・ 業務遂行体制	A4	8部 (社名無: 6部) (社名有: 2部)	任意

<ul style="list-style-type: none"> ・経費の概算見積書（内訳含む） ※企画提案書に綴じ込むこと ・類似事業の実績 			
<p>②会社概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の名称、住所、代表者の役職及び氏名 ・本事業の担当者氏名、連絡先・体制、組織概要、取扱業務内容 ・直近の決算報告書 ・再委託の有無及び予定（有の場合は、再委託の範囲） 	A 4	2部	任意

⑤企画提案書の内容

以下の項目について、簡単明瞭に図表を織り交ぜるなど、専門的知識がない者にも分かりやすい表現で作成すること。

- ア 購入時の個人情報項目
- イ パスポートの内容（購入画面や、QRコード等の利用画面のイメージなど）
- ウ 購入から利用までのスキーム
- エ スマートフォン以外の施設入場手段の有無及びその内容
- オ 必要な通信環境
- カ 不正防止対策
- キ 想定する販売チャネル・販売提携先
- ク 決済手段
- ケ 施設窓口での着券処理方法
- コ 販売手数料額（率）
- サ パスポートの名称（案）
- シ 広報・プロモーション戦略（制作する広報媒体・ツール含む）

(4) 留意事項

- ①本プロポーザルでは、仕様書中「6. 委託業務内容」に係る提案について審査する。
- ②一提案者（法人）が複数の企画提案をすることは認めない。
- ③本審査会に係る経費は全て提案者の負担とする。
- ④提出された書類は、一切返却しないこととする。
- ⑤プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しないものとする。
- ⑥提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ⑦書類提出後の追加、訂正等は認めないこととする。

6 選考について

(1) 審査

応募者から提出された企画提案書について、審査員が審査・採点を行い、最も高い評価を得られた企画提案書を提出した応募者を本事業の契約交渉者として選定する。

(2) 審査基準

審査については、以下の審査基準に基づき行うこととする。

評価項目	審査基準	配点
①企画内容	・目的及び仕様に沿った適切な企画になっているか。	15
	・利用者の利便性が向上する企画になっているか。	10
	・施設管理者の負担が少ない企画になっているか。	15
	・実施方法等が具体的で、実現性があるか。	10
	・デジタルに不慣れな方が利用できる仕組みはあるか。 ※スマートフォンを持たない方の利用手段の確保等	5
	・効果的なプロモーション戦略など、利用者の獲得につながる企画になっているか。	5
②業務遂行能力	・業務を適切かつ効率的に履行できる実施体制となっているか。	10
	・業務を適正に履行できる無理のないスケジュールとなっているか。	10
	・類似した事業の実績があるか。	5
③費用対効果	・提案された企画、運営等が費用対効果に優れているか。	15

(3) 選考結果

- ①選考結果は、応募者の代表者(担当者)宛にメール及び郵送にて別途通知する。
- ②審査内容及び各応募者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。
- ③次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。
 - ア 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - イ 他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと。
 - ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - エ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

7 契約について

- (1) 審査の結果、最優秀提案者として選定された者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の詳細を定めた上、石川県の財務規定等関係法令に基づき、本要領2(4)に掲げる額の範囲内で契約を締結する。なお、この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。
- (2) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

8 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

経費区分整理表

1. 経費区分整理表

業務項目	概要	①業務委託料で行うもの		②販売手数料で行うもの
		業務内容	委託料 (単位：円(税込))	業務内容
(1) パスポート販売システムの構築・運用	システムの構築			
	システムの運用			
(2) パスポート処理対応マニュアルの作成・周知	パスポート処理対応マニュアルの作成			
	対象施設への説明会			
(3) 精算業務	売上げ代金の管理			
	実行委員会への支払			
(4) 利用促進策(広報業務)	パスの周知PR			
	施設のPR			
合 計			-	

※概要・内容については、適宜追加・修正していただいてもかまいません。

2. 販売手数料率の設定

	販売方法	手数料率 (%)
①		
②		
③		

販売方法(チャンネル)ごとに手数料率が異なる場合は、複数記載ください。

(様式2)

「兼六園周辺文化の森デジタルパスポート（仮称）2023」
業務委託プロポーザル 質問書

令和5年 月 日

質問内容	質問1	
	質問2	
	質問3	
	質問4	
	質問5	
質問者	団体名	
	所属・職・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

備考

- (1) 質問欄が不足する場合は適宜追加してください
- (2) 質問書は、メールアドレス e1307001@pref.ishikawa.lg.jp まで送付してください。メールの件名は『(団体名)「兼六園周辺文化の森デジタルパスポート（仮称）2023」業務質問書』と記載してください。

(様式3)

「兼六園周辺文化の森デジタルパスポート（仮称）2023」業務
公募型プロポーザル 参加申込書

令和 年 月 日

兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会
委員長 酒井 雅洋

所在地

事業者名

代表者氏名

㊟

このことについて、下記のとおり申し込みます。

記

事業所等所在地	〒
	電 話
事業者名	(フリガナ)
設立年月日	
業種	
従業員数	人
代表者職名・氏名	
担当者	氏名
	連絡先
	E-mail

参加資格要件確認書

令和 年 月 日

兼六園周辺文化の森等活性化推進実行委員会

委員長 酒井 雅洋 様

所在地

事業者名

このことについて、下記のとおり参加資格要件を満たしていることを証明いたします。

記

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、この契約に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本プロポーザル実施に係る告示開始日から本要領4(5)に記載する企画提案書受付期限までにおいて、石川県競争入札参加資格の停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。
 - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (5) 本要領4(5)に記載する企画提案書受付期限までに納期が到来する国税、都道府県税及び市税を滞納していない者であること。